

施策 2 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる  
取組項目 3 災害時の要支援者対策を推進する

[ 事業番号 22 ]

### 避難行動要支援者の安否確認体制の強化

#### 1 事業内容

災害時には、自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、民生・児童委員や防災会等の様々な支援の担い手が、避難行動要支援者名簿をもとに、安否確認等の支援活動を実施する。安否確認等を确实・迅速に行える体制を構築するため、避難行動要支援者名簿を活用した訓練を、区、介護・障害福祉サービス事業者、地域包括支援センターで実施する。

また、避難拠点（2か所）において、民生・児童委員、防災会とともに、安否確認訪問訓練を実施する。

#### 2 令和6年度末目標 訓練実施

#### 3 令和2年度取組

- ・9月に避難拠点（98か所）、総合福祉事務所（4所）、介護・障害福祉サービス事業所（74事業所）、地域包括支援センター（25か所）と安否確認報告訓練を実施した。
- ・令和3年2月と3月に避難拠点（計2か所）で民生・児童委員、防災会の方々とともに、安否確認訪問訓練を実施した。
- ・練馬区と練馬区介護サービス事業者連絡協議会からの選出委員および練馬区障害福祉サービス事業者連絡会からの選出委員により構成する「練馬区介護・障害福祉サービス事業者災害時連携検討会」において検討を重ね、令和3年3月に、災害時の具体的な事業者の行動をまとめた「練馬区災害時介護・障害福祉サービス事業者行動ガイドライン」を作成した。

#### 4 令和3年度取組

- ・避難拠点、総合福祉事務所、介護・障害福祉サービス事業所、地域包括支援センターと安否確認報告訓練を実施する。
- ・避難拠点で民生・児童委員、防災会の方々とともに、安否確認訪問訓練を実施する。